

砺波市	地籍調査	砺波市庄川町三谷七百山、大蔭平、滝谷、尾の谷、天野庄上壇、下壇
小矢部市	地籍調査	小矢部市矢波、屋波牧
南砺市	地籍調査	南砺市西赤尾町、小来栖
上市町	地籍調査	中新川郡上市町大坪、三日市、横法音寺、法音寺、湯上野、稗田
立山町	地籍調査	中新川郡立山町五百石

2 調査期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

~~~~~  
**指 示**  
~~~~~

富山県内水面漁場管理委員会指示第3号

あゆ採捕禁止期間の延長について

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、あゆ採捕について次のとおり制限する。

令和4年6月3日

富山県内水面漁場管理委員会

会長 田中篤人

次の表に掲げる区域及び禁止期間については、あゆを採捕してはならない。

ただし、富山県漁業調整規則第46条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

区域	禁止期間
富山県の内水面 ただし、あゆ漁業が第5種共同漁業権の内容となっている漁場区域を除く。	令和4年6月16日午前0時から午前5時まで

なお、富山県漁業調整規則第39条第1項の規定により、あゆの採捕は10月1日から10月7日まで及び12月1日から翌年6月15日までは禁止期間となっている。

富山県内水面漁場管理委員会指示第4号

内共第13号（百瀬川）及び第15号（庄川上流）におけるあゆ採捕の制限について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、あゆ採捕について次のとおり制限する。

令和4年6月3日

富山県内水面漁場管理委員会

会長 田 中 篤 人

次の表の漁場名に掲げる漁場においては、同表の期間の欄に掲げる期間、あゆを採捕してはならない。

ただし、富山県漁業調整規則第46条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

漁場名	期間
第5種共同漁業権内共第13号（百瀬川）及び第15号（庄川上流）	令和4年6月16日から同年9月30日まで及び同年10月8日から同年11月30日まで

なお、富山県漁業調整規則第39条第1項の規定により、あゆの採捕は10月1日から10月7日まで及び12月1日から翌年6月15日までは禁止期間となっている。

公 告

令和4年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第 4 号）第 8 条の規定により公告する。

令和4年6月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 令和4年11月9日（水）午前10時から

(2) 場所 富山市新総曲輪 2 番 21 号 富山県農協会館

2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続

(1) 出願書類

ア 受験願書

イ 写真（出願前 6 箇月以内に撮影した無帽（出願者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認める場合を除く。）、正面向き、上半身、無背景で、縦 6 cm×横 4 cm のものを所定の様式に糊付けし、必要事項を記入すること。写真の裏面には、住所、氏名、生年月日及び撮影年月日を記載すること。）

(2) 受験手数料

10,500円（受験手数料相当額の富山県収入証紙を受験願書の「富山県収入証紙ちょう付欄」に貼ること。）

(3) 出願書類の提出期間及び提出場所

ア 窓口受付

（提出期間）

令和 4 年 7 月 25 日（月）から 8 月 5 日（金）（土曜日及び日曜日を除く。）
の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（提出場所）

富山県厚生部くすり政策課、富山県内の厚生センター又は厚生センター支所に提出すること。

イ 郵送受付

（提出期間）

令和 4 年 7 月 25 日（月）から 8 月 5 日（金）（当日消印有効）まで

（提出場所）

富山県厚生部くすり政策課（〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号）

郵送により提出する場合は、封筒に「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留により富山県厚生部くすり政策課に送付すること。

4 問合せ先及び受験願書の配布場所

富山県厚生部くすり政策課（電話076-444-3234）、富山県内の厚生センター又は厚生センター支所に問い合わせること。

二級建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年6月3日

富山県知事 新 田 八 朗

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	免許	登録番号	免許の取消しの理由
令和4年5月19日	清森 満	二級建築士	第6433号	死亡

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和4年6月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
校務用LAN運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県教育委員会教育企画課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社インテック行政システム事業本部 富山市牛島新町2番2号

5 随意契約に係る契約金額

53,345,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和4年6月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

ICカード化運転免許証作成装置用消耗品 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県警察本部警務部会計課 富山県富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年3月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士フィルムイメージングシステムズ株式会社

東京都品川区西五反田3丁目6番30号

5 随意契約に係る契約金額

新規用カード（緑）	354,926円
一般用カード（青）	354,926円
優良用カード（金）	354,926円
運転経歴証明書カード	354,926円
カラーインクリボンカセット	77,044円
黒インクリボンカセット	33,660円
ラミネートリボンカセット	121,176円
備考シール	22,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既調達物品等につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため。

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和4年6月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

電子カルテ等病院情報システム保守業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番78号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
- 5 随意契約に係る契約金額
56,852,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和4年6月3日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子カルテ等病院情報システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番78号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社インテック 富山市牛島新町5番5号

5 随意契約に係る契約金額

37,422,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年6月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び予定数量

SDカード 約6,000個

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約日から令和5年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和4年富山県告示第138号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級がA又はBの者として登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和4年富山県告示第138号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める入札参加申込書を4(3)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所へ持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格の全てを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知するものとする。この通知において、入札参加資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和4年6月3日から同年6月10日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

令和4年6月14日 午後3時

(4) 入札書の提出期限

令和4年6月23日 午後1時30分

(5) 入札書の提出方法

郵便による入札書の提出を行う者は、書留により、令和4年6月22日午後5時15分までに4(1)の機関に必着するよう行わなければならない。

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和4年6月23日 午後1時30分

(2) 開札場所

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、1個当たりの単価とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額

を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- (4) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。